

世界貿易体制を危機にさらす 米国第一主義

早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授 浦田 秀次郎氏



2018年3月8日は、今後の世界貿易体制の行方に大きな影響を与える2つの出来事が起きた日として記憶に残るであろう。1つは、トランプ米国大統領が鉄鋼およびアルミニウムの輸入に対して、通商拡大法232条(国家安全保障上の理由)を適用し、輸入関税を、それぞれ、25%と10%引き上げると発表したことである。2008年の世界金融危機以降、世界で保護主義的傾向が強まっている状況のなかでの米国による関税引き上げは保護主義の拡散をもたらし、自由貿易体制を崩壊させる危険性を孕んでいる。

もう1つの重要な出来事は、日本や豪州などアジア太平洋地域に位置する11カ国が参加する自由貿易協定(FTA)である「包括的かつ先進的環太平洋パートナーシップ(CPTPP)」協定が署名されたことである。同協定は、トランプ大統領が2017年1月の就任3日後に米国の環太平洋パートナーシップ(TPP)協定からの離脱を宣言したことで、米国を除く11カ国により協議が進められ、2018年1月に合意に至っていた。CPTPPは、今後、加盟国による批准を経て発効したならば、世界貿易機関(WTO)の下での貿易自由化が進まないなかで、自由で開かれた世界の貿易体制の維持・強化への貢献が期待されている。

上述した2つの対立する動きの根底には、トランプ大統領の米国第一主義がある。今後の世界貿易体制の方向性は、どちらの動きが勝るかによって決まるであろう。以下では、これらの2つの動きの背景や影響などについて考えてみたい。

保護主義化を強めるトランプ政権

米国政府はトランプ大統領の指令を受けて、3月23日に通商拡大法232条を適用し、鉄鋼およびアルミニウムの輸入に対して関税を引き上げた。同法の適用は、WTOの前身である関税と貿易に関する一般協定(GATT)およびWTOのルールに違反する恐れがあるため、同法が執行された1962年以来、79年の対イランおよび82年の対リビアの2件(ともに原油)にとどまっていた。今回の適用にあたっては鉄鋼やアルミニウムの国内生産は戦闘機などの生産に不可欠であり、それらの産業の保護は国家安全保障にとって必要であるという説明であるが、国内における政治的な理由が大きいという見方が多い。

トランプ大統領は2016年の大統領選挙戦において米国第一主義を唱え、国内産業および雇用を輸入から守ることを公約に掲げてきたが、この公約を実施しているのである。また、3月13日には、大統領選で競り勝った激戦州であるペンシルバニア州で下院補欠選挙があった。さらに、今年の11月には、大統領としての評価が下されるとされる中間選挙が控えている。これらの選挙での支持を得るために、関税引き上げにより輸入を制限して、国内産業・雇用を保護するのである。

鉄鋼およびアルミニウムの輸入に対する関税引き上げは、トランプ政権が期待するように両産業における生産と雇用を維持・拡大し、再生させることはできるであろうか。生産と雇用を一時的に拡大させることは可能であろうが、競争力を失った産業を復活させる可能性は低い。大きな問題は、鉄鋼やアルミニウムを使用する自動車などの産業への負の効果である。鉄鋼やアルミニウムに対する関税引き上げは、自動車などのコスト・価格上昇をもたらすことから、それらの消費量・生産量が減少する。さらに、価格競争力の低下により、輸出が低下し、輸入が拡大する。自動車などの輸出の低下と輸入の拡大は生産減少をもたらす、鉄鋼やアル

ミニウムの生産も低下させる。このようなメカニズムが発動すれば、当初の目的であった鉄鋼やアルミニウムの生産・雇用の維持・拡大という効果も喪失してしまう。実際、2002年のブッシュ大統領による鉄鋼に対する関税の引き上げによる雇用への影響は、全産業でみると、マイナスであったという研究結果がある。

米国による関税引き上げは対外的な問題も引き起こす。関税引き上げによって輸出減少を余儀なくされる国は、米国からの輸入(米国の輸出)に対して関税を引き上げて報復する可能性が高い。実際、中国は米国から輸入しているワインや豚肉などの農産品、鋼管やリサイクルアルミなどの工業製品に対して関税引き上げを検討している。米国の貿易相手国が報復措置を採ったならば、米国はそれに対して報復措置を採るという形で貿易戦争に突入してしまう。貿易戦争による輸出・生産・雇用の大幅な減少が第二次大戦の引き金になったことを認識するならば、貿易戦争から利益を得る国はなく、貿易戦争は避けなければならない。

同関税の適用を巡っては、トランプ政権内においても、賛否で意見が分かれていた。ロス商務長官、ライトハイザー通商代表部代表、ナバロ通商製造政策局長等は、鉄鋼およびアルミニウム産業の稼働率が低いことなどを理由に、関税賦課を支持した。一方、コーン国家経済会議委員長をはじめとして、自由貿易を支持する共和党の主流派は、上述したような負の効果を理由に反対したが、保護主義派が勝利した。その後、コーン氏が辞任し、対外協調路線を進めていたティラーソン国務長官が解任されたことで、保護主義派が勢力を増しており、中間選挙が近づくとつれて保護主義的措置の発動が活発化する恐れがある。

米国抜きのCPTPPの設立

TPP交渉は2010年3月に米国、豪州、シンガポールなど8カ国で開始され、その後、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本が加わり、米国のリーダーシップの下で2015年10月に大筋合意に至り、2016年2月に署名が行われた。その後、批准プロセスに入ったが、メリットがないという理由で米国が2017年1月に離脱したことで、発効には至らなかった。米国を除く11カ国はTPPの以下に述べるようなメリットを強く認識し、米国抜きのTPP(TPP11、公式にはCPTPP)交渉を積極的に進め、2018年1月に合意、3月8日に署名を行なった。日本は豪州、ベトナムの協力を得ながら交渉を先導した。CPTPPは今後、参加国における批准プロセスを経て、2018年後半あるいは2019年での発効が期待されている。

CPTPPは参加国合計でみると、人口約5億人、世界GDPの約13%、世界貿易の約15%を占める大きな規模の経済統合である。また、モノの貿易だけではなく、サービスや投資においても高い自由化を実現し、さらに、知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など近年重要性を増してきたガルール構築が遅れている分野においてルール作りを進めた。CPTPPはアジア太平洋地域において、自由で開かれた、公正かつ透明性の高いビジネス環境を構築し、経済成長を促進する。経済モデルを用いた筆者等による推計では、CPTPPによって日本および参加国合計の国民所得は、各々、0.9%、1.0%引き上げられる。これらの数値は小さいように見えるが、日本の経済成長率は約1%前後で推移していることを踏まえれば、それほど小さな数値ではないことが分かる。また、これらの推計値は自由化のみを考慮したものであり、ルール構築による効果も含めるならば、より大きな数値となる。

CPTPPは台頭する保護主義を抑制し、自由で開放的な貿易環境の実現に貢献する。CPTPPは今後設立されるFTAの模範・基準として看做され、高度な自由化と包括的な内容を含むFTAの構築が促されるであろう。具体的な例としては、日本、中国、インド、ASEAN諸国など東アジアに位置する16カ国によって行なわれている地域包括的経済連携(RCEP)と称するFTA交渉が挙げられる。RCEPはCPTPPを1つのベンチマークとして交渉が行なわれているが、CPTPPの署名は、RCEP交渉に対して競争圧力を与えており、同交渉を加速させる可能性も高い。

CPTPPが発効したならば、加盟国を増やすことで、望ましいビジネス環境を拡大させることが重要である。TPP合意後において、TPPへの参加に関心を表明した、韓国、インドネシア、フィリピン、タイ、台湾などが新規参加の候補となる。また、米国もTPPへの復帰に関心を持っているようである。新規加盟を受け入れることを可能にするためにも、CPTPP参加国は迅速にCPTPP協定を批准し、早期に発効させることが重要である。

貿易戦争の回避とメガFTA設立の加速

保護主義が台頭している現在、第二次大戦後の世界経済の順調な成長は、貿易や投資の自由化政策による貿易・投資の拡大によって実現したことを再認識しなければならない。しかし、現実には、世界最大の経済大国である米国が保護主義を前面に押し出している。米国の保護主義に対しては、貿易戦争に発展する可能性の高い報復措置で対応するのではなく、国際的に認められているWTOに提訴することで、同機関の紛争処理機能を活用すべきである。米国経済にとっても時間の経過と共に保護主義による弊害が表面化し、保護主義の見直しを余儀なくされる可能性も高い。

保護主義に対抗する有効な政策としては、CPTPPのような多くの国々が参加するメガFTAの設立がある。メガFTA設立によって開放された自由なビジネス環境を構築することが貿易・投資の拡大を通じて経済成長に貢献する。CPTPPの設立はほぼ確実にになった現在、保護主義の拡散に先んじて、RCEPを早期に設立することが重要である。そのためには、RCEP参加国がその重要性を強く認識するとともに積極的かつ建設的に交渉を進めなければならない。

浦田 秀次郎氏 プロフィール

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科長・教授。慶應義塾大学経済学部卒、スタンフォード大学Ph.D(経済学)取得。ブルッキングズ研究所研究員、世界銀行エコノミストなどを経て、2005年より現職。経済産業研究所ファカルティ・フェロー、東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)シニア・アドバイザー、日本経済研究センター特任研究員を兼務。専攻は国際経済学。著書に『国際経済学入門(第2版)』(日本経済新聞社、2009年)、『アジア地域経済統合』(共編著、勁草書房、2012年)、『TPPの期待と課題』(共編著、文眞堂、2016年)、『躍動・陸のASEAN、南部経済回廊の潜在力ーメコン経済圏の新展開』(共編著、文眞堂、2017年)など。



TPP11の署名とアジアの経済統合の展望

亜細亜大学 アジア研究所 教授 石川 幸一氏

21世紀に入り急速に進んだアジアの経済統合は2017年に転機を迎えた。米国のTPP（環太平洋パートナーシップ協定）離脱により、TPPが消滅する可能性が起きたのである。しかし、米国を除く11カ国は5月から精力的にTPP11交渉を行い11月に大筋合意にこぎつけ、2018年3月8日に署名に至った。21世紀型FTAであるTPPが米国抜きであっても存続する意義は極めて大きい。

アジアでは、21世紀の最初の10年間でASEAN自由貿易地域が実現するとともに2国間FTAと5つのASEAN+1 FTAが締結され、アジア広域（region-wide）FTAが次の課題となった。ルールが異なる2国間FTAが数多くできることにより企業の負担が増えるスパゲッティ・ボウル現象が懸念されたことと、アジアの多数国間で形成された企業のサプライチェーンを2国間FTAではカバーできないためである。アジア広域FTAとして2010年に交渉が始まったのがTPPであり、続いて2013年にRCEP（東アジア地域包括的経済連携）の交渉が始まった。

重要な意義を持つTPP11の大筋合意

トランプ大統領は就任すると直ちに米国のTPP離脱を表明した。TPPはGDPの85%を占める6カ国以上の承認が発効の条件であり、GDPの6割を占める米国の離脱によりTPPの発効は不可能になった。TPPは「消滅」あるいは「漂流」の危機に瀕したのである。そのため米国を除いた11カ国は5月から協議を始め短期間に集中的な交渉を行った結果、11月に「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）」について大筋合意に達した。CPTPPは2018年1月に協定文が確定し、3月8日に署名が行われた。

CPTPPは7条の協定だが、1条に全体で30章1,900ページのTPPが組み込まれている。2条は特定の規定の適用停止（凍結）を規定している。凍結されたのは22項目であり、残りの約1,000といわれる項目は維持されており、関税撤廃など市場アクセス分野では変更はない。凍結項目は参加国が合意すれば凍結が解除される。

凍結された項目は、米国が強く主張し途上国や豪州などが反対をしていた項目が多い。米国市場へのアクセス改善の代償として米国に譲歩した項目であり、米国抜きのTPPで残すのは利益の均衡がとれないと考えたためである。最も多いのは知的財産関係で11項目ある。続いて、紛争処理関係が2項目、政府調達関係が2項目などとなっている。

表1. CPTPPの主な凍結項目

- ・知的財産(11): 著作権保護期間を70年に延長、特許審査遅延による特許期間延長、医薬承認審査に基づく特許期間延長、医薬品データ保護、生物製剤データ保護、技術的保護手段、権利管理情報、インターネット・サービス・プロバイダなど
- ・ISDS(3): 資源開発、発電・配電・電気通信、インフラ整備を対象外、金融サービスを対象外など
- ・急送便: 内部相互補助の禁止
- ・政府調達(2): 政府調達参加条件としての労働者の権利保護、3年後の再交渉

出所: 内閣官房TPP等政府対策本部「TPP11協定の合意内容について」2017年11月11日

21世紀型FTAとしての意義は不変

CPTPPはTPPを組み込んでいるため、21世紀型FTAとしての意義は変わらない。関税撤廃率99~100%（日本は95%）という高いレベルの自由化を実現し、電子商取引、国有企業、労働などの新しく高いレベルのルールを作ったというTPPの基本的な特徴は維持されている。オバマ前大統領はTPPの意義として「中国のような国にルールを書かせない」ことを強調したが、中国を牽制する効果のあるルールも変わっていない。国有

企業への非商業的援助の禁止、情報の電子的手段による移転の自由、投資における設立段階での内国民待遇などである。

米国が抜けたことでCPTPPの経済規模は縮小し魅力が減じたといわれるが、CPTPPの経済規模は決して小さくない。GDP10兆2,051億ドルは中国の9割の規模で独仏英伊の合計(10兆6,340億ドル)に匹敵し、人口4億9,463万人はEU(5億877万人)とほぼ同じである。輸入額(2.3兆ドル)は中国(1.5兆ドル)、独仏英の合計(2.2兆ドル)を上回る。

日本のTPP11向け輸出972億ドル(2016年)はEU向け734億ドルを上回る。TPPは日本が締結していた2国間FTAの自由化を上回る自由化を実現しているが、CPTPPでも変わらない。ASEAN4カ国のTPPでの合意は、日本企業にも大きな機会とビジネス環境の改善をもたらす。物品の貿易では、2国間FTAでは例外となっていたベトナムの3,000cc超の乗用車の高率関税(関税率77%、80%、10年目)が撤廃される。米、牛肉、果物、醤油、日本酒などの関税も段階的に撤廃される。日本食が人気なこれらの国への輸出の追い風になる。

サービス貿易の自由化でも進展があった。ベトナムでは、日本の小売業の進出の障害となっていた経済需要テスト(出店審査制度)が発効後5年の猶予期間を経て撤廃される。マレーシアではコンビニへの外資出資が禁止されていたが、30%まで出資できるように緩和された。またマレーシアでは外国銀行の支店数の上限拡大(8→16)、外国銀行の店舗以外の新規ATM設置制限の原則撤廃など金融自由化も行われた。

ASEANでは、政府調達市場の開放も大きな成果である。2国間EPAでも開放されていなかったベトナム、マレーシア、ブルネイの政府調達市場が開放されるのは大きい。政府調達市場はGDPの10%ともいわれており、インフラ輸出などの効果が期待できる。

凍結された項目では、資源開発、インフラ投資に対するISDSの適用が日本のインフラ輸出に弾みをつけることが期待されていただけに影響が懸念されるが、それ以外の項目は日本の国内法、ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)などに規定されている項目などで大きな影響はないと考えられる。著作権保護期間の死後70年への延長は、著作権法の改正をCPTPP署名後に今国会に提出する予定である。なお、内閣府はCPTPPのGDP押し上げ効果を1.49%(TPPは2.59%)と試算している。

トランプ大統領は2018年1月に、「TPPがよいものになればTPPをやる」と復帰検討を示唆する発言を行った。多国間交渉また2国間交渉を行うとしており、復帰を明言してはいない。TPP離脱とCPTPPによる米国の不利益は大きい。CPTPPにより日本の牛肉の輸入関税は9.5%に段階的に削減されるが、米国は38.5%が適用され豪州に比べ著しく不利になる。こうした業界からのTPP復帰要求があったことは想像に難くない。11月に中間選挙を控えるトランプ大統領は、こうした声を無視できなくなったと推測される。

合意への期待高まるRCEP

アジアのもう1つの広域FTAはRCEPであり、ASEANとそのFTA相手国である日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの16カ国で2013年より交渉が行われてきた。RCEPはASEANが提案し交渉を主導しており、中国が牛耳っているという見方は誤りである。RCEPの特徴は、中国、ASEAN、インドという世界の生産基地と成長市場を含むことであり、市場としての成長可能性はTPPに勝る。交渉が遅れているのは、①インドが高いレベルの自由化に消極的なこと、②インドはサービス貿易の第4モード(人の移動)の自由化を求めているがASEANなどが消極的、③知的財産などで高いレベルのルールの導入について途上国からの反対があるためである。

日本にとりRCEPの重要性は極めて大きい。RCEPは日本にとって、中国および韓国とのFTAができることを意味する。アジアの日本企業の部品調達は90～95%

表2. メガFTAの規模比較(2016年、括弧内はシェア)

	TPP	CPTPP	RCEP
GDP	28兆8,295億ドル(38.3%)	10兆2,051億ドル(13.5%)	23兆8,378億ドル(31.7%)
人口	8億1,793万人(11.2%)	4億9,463万人(6.8%)	35億3,125万人(48.5%)
輸入	4兆5,274億ドル(28.3%)	2兆3,396億ドル(14.6%)	4兆1,820億ドル(26.1%)
日本の輸出	2,125億ドル(33.0%)	825億ドル(12.8%)	2,802億ドル(43.5%)
日本の輸入	1,646億ドル(27.1%)	972億ドル(15.1%)	3,113億ドル(51.3%)

出所:筆者作成

がRCEP参加国からであり、サプライチェーンの効率化に重要であるし、日本の貿易額はRCEPのほうがTPPより大きい。CPTPPの合意はRCEP交渉にモメンタムを与える要因となる。ASEANが高い目標を掲げながら、ASEAN-Xなど柔軟な方式で自由化を実現したことを参考に、柔軟な交渉を行うべきである。

FTAAPの実現に向けて

日本の通商政策の2018年の目標はCPTPPの早期の発効であり、続いてRCEPの大筋合意である。アジアの経済統合の長期目標は、FTAAP（アジア太平洋自由貿易地域）の創設である。CPTPPとRCEPはFTAAPへの2つの道筋であり、相互に補完する。

CPTPPの発効に続く目標はCPTPP参加国の増加である。2016年のTPP署名の時期には、韓国、タイ、インドネシア、フィリピンなどが参加の意思を表明した。CPTPPへの参加の意思を明らかにした国は台湾のみであり、参加国を増やすには米国の復帰が必要である。米国にTPP復帰を働きかける一方で、2国間FTA交渉の要求があればTPP復帰を提案すべきである。米国と中国が参加すれば、TPPは世界のGDPの53.2%を占める。中国のTPP参加を模索しながらFTAAPの実現を目指すことが、アジア太平洋の通商戦略の長期目標となる。TPPとRCEPに参加する日本、豪州、シンガポール、ベトナムなどのイニシアチブが期待される。

石川 幸一氏 プロフィール

亜細亜大学アジア研究所教授、国際貿易投資研究所 (ITI) 客員研究員。専門はASEANの経済発展と経済統合、アジアの経済統合。著書に、『ASEAN経済共同体の創設と日本』（共編著、2016年文真堂）、『メガFTAと世界経済秩序』（共編著、2016年勁草書房）など多数。



「米国第一主義」に揺れる米州の通商関係

みずほ総合研究所 欧米調査部 上席主任エコノミスト 西川 珠子

「米国第一主義」を具体化させるトランプ政権

2年目に入ったトランプ米政権の通商政策は、「米国第一主義」に基づく保護主義的な主張を、より具体的な措置として実行に移す段階に入りつつある。1年目は、公約通りに環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定から離脱し、北米自由貿易協定 (NAFTA) 再交渉を開始したほか、矢継ぎ早に通商関連の大統領令を公布したが、具体的な成果は乏しかった。米国の貿易赤字は減るところかむしろ拡大し、2017年の財貿易赤字は▲7,961億ドルと前年の▲7,368億ドルから594億ドル(8.1%)も増加した。貿易赤字拡大は米国景気が堅調に推移し、輸入が輸出を上回る伸びを示したことによるところが大きく、通商政策の結果ではない。しかし、2018年11月の議会中間選挙で政策運営への信認を問われるトランプ大統領は、貿易赤字削減に向けた努力をより有権者にアピールする政策を打ち出す必要に迫られている。

トランプ政権が、貿易赤字を削減する手段と位置づけているのが、通商法の執行強化だ。これまでも、不当廉売に対するアンチ・ダンピング関税措置、政府補助金を受けて生産された製品に対する相殺関税措置を積極的に発動してきたが、2018年に入りより強硬な措置に訴えている。1月には米1974年通商法201条に基づき、大型家庭用洗濯機・太陽光発電製品について緊急輸入制限(セーフガード)発動を決定した。同条に基づく措置は、2002年の鉄鋼に対する発動(2003年に世界貿易機関(WTO)協定違反で撤回)以来となる。さらに3月には、米1962年通商拡大法232条に基づき、安全保障上の脅威を理由として鉄鋼やアルミニウムに対する追加関税(各々25%、10%)を発動した。同条に基づく措置は、1982年のリビア産原油輸入禁止以来となる。米国が最大の貿易赤字を抱える中国に対しては、米1974年通商法301条に基づき、知的財産権侵害等を理由に500億ドル相当の同国製品に高関税を課す等の制裁措置を発動する方針だ。1995年のWTO発足以降、301条に基づく制裁措置の発動を控えてきた米歴代政権の方針からの転換となる。

トランプ政権による米国内法に基づく一方的措置に関係国は反発を強め、WTOへの提訴や報復関税の導入を検討しており、米通商政策が「貿易戦争」の引き金となることへの警戒感が高まっている。

米国の強硬姿勢がNAFTA再交渉を難航させる要因に

米国の貿易赤字削減のためのもう1つの切り札が、既存の通商協定の見直しだ。米州地域では、2017年8月から米国・カナダ・メキシコの3カ国間でNAFTA再交渉が開始された(図表1)。トランプ政権はNAFTAを今後の自由貿易協定(FTA)のひな形と位置づけており、自動車・部品の原産地規則の見直し等、米国に有利な修正を盛り込むことを主張している。

NAFTAは1994年の発効からすでに24年が経過しており、電子商取引等の分野を中心とする協定の近代化にはカナダ・メキシコも前向きだが、米国に有利な修正には強く反発している。当初掲げられた2017年内の合意目標は、2018年3月に先送りされ、さらに決着は4月以降に持ちこされた。新しいNAFTAの協定本文は約30章(現在は22章)あまりで構成される見込みだが、第7回会合(2018年2月25日～3月5日)までに合意したのは6章にとどまる。

図表1. NAFTA再交渉に関わる主なイベント

年	月日	注目イベント・概要
2017	2月2日	トランプ大統領、NAFTA再交渉の意思表明
	7月17日	米通商代表部(USTR)、NAFTA再交渉の目的公表：工業品・農産品の相互無税市場アクセス維持を明記
	8月16日～20日	初回会合(ワシントンDC)
	9月1日～5日	第2回会合(メキシコシティ)：2017年内合意を目標に交渉を加速
	9月23日～27日	第3回会合(オタワ)：中小企業章で合意
	10月11日～17日	第4回会合(ワシントンDC近郊)：競争政策章で合意。交渉期間を2018年1月～3月期に延長
	11月15日～21日	第5回会合(メキシコシティ)：初の閣僚不参加会合
	12月9日～15日	事務レベル協議(ワシントンDC)
2018	1月23日～28日	第6回会合(モントリオール)：腐敗防止章で合意
	2月25日～3月5日	第7回会合(メキシコシティ)：衛生植物検疫章など3章で合意
	4月上旬(予定)	第8回会合(ワシントンDC)
	6月7日	(加) オンタリオ州議会選挙
	7月1日	(墨) 大統領・連邦議会選挙
	9月1日	(墨) 新議会招集
	10月1日	(加) ケベック州議会選挙
	11月6日	(米) 議会中間選挙・州知事選挙
	12月1日	(墨) 新大統領就任

(資料) 各種報道等より、みずほ総合研究所作成

特に交渉が難航している分野は、自動車・部品等の原産地規則、紛争解決手続き、サンセット条項(5年ごとに更新で合意しなければ終結)、政府調達、農産品分野等である。これらの分野における米国の主張は、メキシコ・カナダのみならず、米国内産業界からも反発を招いている措置が多く、3カ国での協議とともに米国内での調整の余地も依然として大きい。

日系企業への影響が大きい自動車・部品の原産地規則見直し

NAFTA再交渉のなかでも最難関であり、かつ北米地域に進出する日系企業にとって影響が大きいとみられるのが、自動車・部品等の特惠関税(無関税)の適用条件を定めた原産地規則だ。米国は、①域内調達率の現行62.5%から85%への段階的な引き上げ、②新たに米国産品の調達率(50%)を導入、③非原産材料にカウントされる域外からの輸入品のトレーシング対象品目拡大、を要求してきた。2018年1月末の第6回会合では、カナダが「創造的アイデア」として、①域内調達率の算定に研究開発費等を含める、②特定品目を域内産品に限定する形でトレーシングリストを見直す、等の提案を行ったとされる。

米国の提案は、自動車・部品業界の意向にも反しており、2月下旬によりやく業界側との本格的な協議が開始された模様だ。米国はカナダの提案に否定的見解を示していたが、当初の強硬な主張を軟化させる兆しがみえる。

何らかの形で原産地規則の厳格化が実現すれば、メキシコに進出する日本企業は、サプライチェーンの見直しや、最恵国待遇(MFN)税率による輸出、米国への生産シフト等、事業戦略の変更を迫られる可能性がある。域内調達率が大幅に引き上げられた場合、乗用車・自動車部品のMFN税率は2.5%と低いため、ペソ相場の変動等である程度は吸収可能であり、労働コスト等も勘案すれば、MFN税率でメキシコから輸出を続ける選択肢がある。他方、SUV等のトラックについては、MFN税率が25%と高いため、新基準を達成できない場合には、米国への生産シフトを検討する必要に迫られる可能性がでてくる。

米国のNAFTA離脱リスクは後退も残存

トランプ大統領は、2018年入り後はNAFTA再交渉に対して柔軟とも受け取れる姿勢をみせており、米国の離脱リスクは後退する方向にあるようだ。2017年12月の税制改革の実現後、米議会・産業界が「NAFTA離脱回避」に向けた政府への働きかけを強めており、大統領も離脱がもたらす副作用の大きさを認識するようになったとみられる。米政府は4月中の大筋合意を目指して、交渉を加速させる構えだ。

とはいえ、トランプ大統領は、「米国にとって公正な取引にならないなら離脱する」との主張を変えていない。鉄鋼・アルミニウムに関する輸入制限の適用対象からカナダ・メキシコを除外する条件として、NAFTA再交渉での譲歩を求めるなど、トランプ大統領は他の通商問題とNAFTAを抱き合わせて交渉することで自国に有利な成果を引き出そうとしている。実務レベルでは粛々と前進しているNAFTA再交渉が、トランプ大統

領による政治判断で混乱するリスクには引き続き注意が必要だ。

「米国抜き」の関係強化を模索する動きも

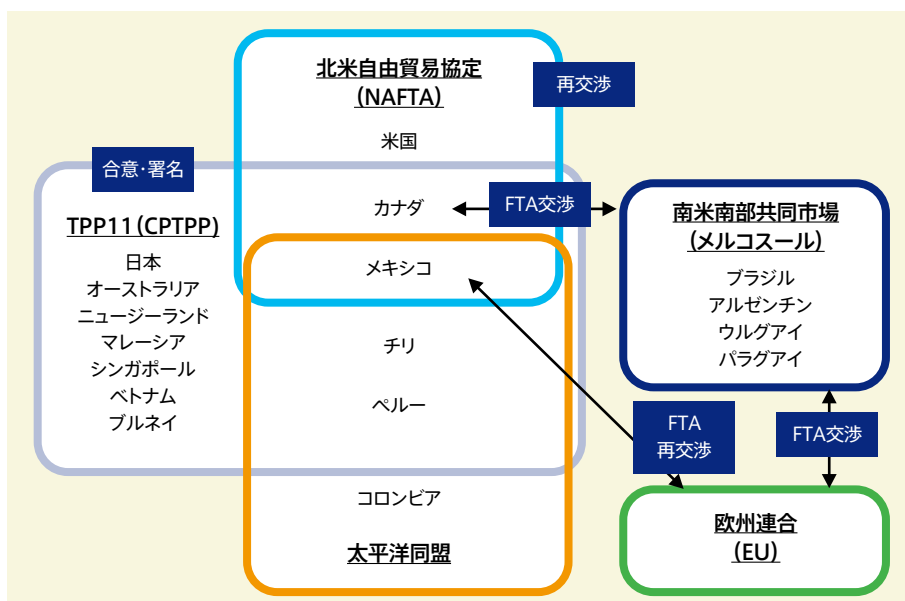
トランプ政権による保護主義的な通商政策は、米国と貿易相手国間での提訴や報復の応酬という「貿易戦争」の懸念につながっている一方で、米州各国が「米国抜き」の関係強化を模索する動きもみられる。

典型的なのがTPPであり、米国の離脱後もTPP11 (TPPに関する包括的かつ先進的な協定 (CPTPP)) として合意・署名に至っている。NAFTA再交渉の決裂に備える意味合いもあり、カナダ・メキシコはTPP11への参加や、欧州連合 (EU) とのFTA (EUカナダ包括的経済貿易協定 (CETA) は2017年9月暫定適用開始、EUメキシコFTAは2018年4月合意を目標に再交渉中)、ブラジル・アルゼンチン等が参加する南米南部共同市場 (メルコスール) とのFTA (カナダは2018年3月交渉開始、メキシコはブラジルとの経済連携協定の拡大・深化) 等、米国を除く米州域内・アジア・EUとの関係強化を進めている (図表2)。

かつて1930年代には、米国の保護主義策が世界貿易の縮小を通じて、世界恐慌を深刻化させたといわれる。米国は確かに世界最大の経済大国だが、世界貿易量 (輸出+輸入) に占めるシェアは11%程度にとどまる。米州各国は、開放的な通商政策を志向することで「米国第一主義」に対抗し、世界貿易縮小の防波堤となることが期待される。

(執筆: 3月23日)

図表2. 米州各国の主要な地域統合の枠組み



(資料) みずほ総合研究所作成

西川 珠子 プロフィール

東京大学教養学部卒業。2002年よりみずほ総合研究所。在米日本国大使館勤務等を経て現職。公益社団法人日本証券アナリスト協会検定会員。日本金融学会会員。

英国のEU離脱交渉の展望

みずほ総合研究所 欧米調査部 上席主任エコノミスト 吉田 健一郎



2018年のブレグジット交渉の概要

(1) これまでのブレグジット交渉と今後の予定

英国の欧州連合(EU)からの離脱(ブレグジット)を巡る交渉は「第二段階」へと進んでいる。2017年12月のEU首脳会合で、交渉の「第一段階」とされていた在英EU市民と在EU英国国民の相互地位保全、アイルランド島の国境問題、離脱清算金という離脱協定の主要項目において進展がみられたとEU首脳が判断したためだ(図表1)。

図表1. 2017年のブレグジット交渉

在英EU市民と在EU英国国民の相互地位保全	在EU英国国民と在英EU市民の相互地位保全について、共同報告書では特定のカットオフ日の時点で英国に住むEU市民や、EU域内に住む英国国民に対しては、居住や就労等に関して、これまでと同様の地位が保全されることに
アイルランド島の国境問題	アイルランド共和国に対しては、アイルランド島に「ハード・ボーダー(hard border、物理的国境)」の設立を避けることなどを約束。他方で、北部アイルランドの英国との統合を志向するアイルランド民主統一党(DUP)に対しては、全ての環境下において「北部アイルランド企業が、英国内市場にこれまでと同じ自由なアクセスを得られること」を保証
離脱清算金の問題	英国は、総額400~450億ユーロといわれる、EUに英国が負う債務の返済を約束。ただし、一度に行うのではなく、徐々に支払いを実施

(資料) 英・EU共同宣言文書より、みずほ総合研究所作成

このうち、アイルランド島の国境問題については、実質的に結論は先送りされた。EU首脳会合に先立ち英国とEUが合意した共同報告書のなかで、英政府はEUに対して「アイルランド共和国と英領北部アイルランドの間」には「ハード・ボーダー(物理的国境)」を設けないことを約束した。他方、「北部アイルランドと残りの英国の間」でこれまでと同じ自由な市場アクセスを維持することも約束した。これは、英国との統合を志向する北部アイルランドの地域政党である民主統一党(DUP)への配慮であり、メイ政権はDUPの支持がなければ下院で過半議席を維持することができないためだ。しかし、英国がEUの単一市場や関税同盟から離脱する場合、上記の2つの約束は両立しない。

交渉の「第二段階」では、離脱協定のうち未着手であった移行期間の取り扱いに関する協議がまず行われた。EU側が2月28日に発表した離脱協定草案をたたき台に、3月19日に両者は移行期間に関して大筋合意に達した。移行期間は2020年12月31日までとされたうえ、移行期間中は英国はEUの単一市場や関税同盟にとどまることとなった。他方で、移行期間中に英国はEU法制定や変更の議論には参加できない。ただし、英国は第三国との通商協定交渉を行うことが認められた。

今後も、離脱協定交渉は未決着のアイルランド島の国境問題を中心に継続協議され、4月以降は包括的な自由貿易協定(FTA)を柱とする「新協定」の交渉が始まる。このうち、離脱協定交渉は2018年10月までの大筋合意を目指して行われ、その後欧州議会や英下院における採決を経て、2019年3月には締結されることが目指されている。予定通りに進めば2019年3月30日には英国はEUを離脱し、21ヵ月の移行期間を経て、2021年初から新しい英・EU関係が始まる。

新協定交渉については、3月23日のEU首脳会合においてEU側の基本方針が採択された。今後は、EU総務

理事会において新協定交渉に関するEU指令が採択され、欧州委員会と英国側の正式な交渉が始まる。新協定交渉は移行期間が終わる2020年12月末までの暫定発効を目指して行われるが、3年弱という期間の中で交渉が決着するかはまだわからない。

(2) 離脱協定交渉の今後の争点は何か

移行期間に関する英・EU間の大筋合意がなされたことで、今後の離脱協定交渉における主な争点は、アイルランド島の国境問題となる。EU側は、離脱協定草案のなかでアイルランド島に「共通規制区域」を設置、英国のEU離脱後も北アイルランドが実質的にEU関税同盟に残留するという案を選択肢の1つとして示した。

EU側のこの提案に対してメイ首相は「英国の単一市場を脅かす提案であり、この提案に賛成するような英国の首相はいない」と強く反発した。DUPは、北アイルランドだけがEU関税同盟にとどまれば、残りの英国との間で規制環境が乖離し、アイルランド海峡に通関を設けることになるとして、やはり強く反対している。

しかし、英政府は反対を表明してもそれに対する明確な代案を示すことはできていないというのが現状だ。北アイルランドとアイルランド共和国の国境において、高度な規制調和と自動化を通じて通関手続きを極限まで簡素化することなどが考えられるが、それでも、何らかの「ハード・ボーダー」は発生してしまう。

(3) 新協定の詳細は今後明らかに

包括的なFTAを柱とする新協定については、今後その詳細が明らかとなろう。FTA交渉については、財・サービスの自由化がどこまで実現できるかが注目される。EU側は、3月23日に開催されたEU首脳会合において新協定交渉に関する基本方針を発表した。この中では、「野心的かつ広範なFTA」を目指す準備がある旨を明言し、交渉に関して、財市場における関税撤廃や、適切な通関協力、規格統一など貿易の技術的障害(TBT)の改善、自発的な規制協力の枠組み、サービスの自由化、公共調達などの8分野を主要項目としている。これに先立ち、メイ首相は、3月2日にロンドン市内で行った演説のなかで、EU単一市場および関税同盟からの離脱を再度明言したうえで、包括的なFTAの締結を目指す旨を表明している。

交渉の出発点となるのは、EUがカナダと締結した包括的経済貿易協定(CETA)となりそうだ。CETAでは98%の関税撤廃が実現しているが、英国が望む金融サービスの完全自由化等とは実現していない。メイ首相は上記の演説の中で、英国は現在英銀が保有しているEU域内の単一営業免許(シングル・パスポート)の継続は求めず、FTAの中で新たな合意を目指す旨を発表した。

新協定は、EUが単独権限を有する関税等の分野だけでなく、加盟国との共有権限に属する投資等の分野も対象とする混合協定になる。このため、正式に発効させるにはEU各国議会ならびに一部地方議会の承認を得る必要があり、合意から発効までには時間がかかる。

ブレグジット交渉の見通し

これまでは、主に報道や政府文書に基づくブレグジット交渉の現状についてまとめてきた。以下では、交渉の見通しについて、筆者なりの考えを示していきたい。

(1) 離脱協定交渉は遅延せずに締結できるか?

離脱協定交渉について、筆者は、2019年3月の期限までには締結が可能なのではないかと考えている。秩序だったブレグジットは英・EU双方にとってメリットがあり、最大の懸案であった離脱清算金の問題にもおおよその目処がついているためだ。

しかし、上述したように離脱協定交渉上の争点は残っている。離脱協定交渉の進捗が遅れ、かつ保守党議員の造反等により英議会の承認が得られないといった事態に陥った場合、2019年3月29日までに締結が間に合わない可能性もゼロとはいえない。現在英上院にて審議中の2017~19年EU離脱法案では、離脱協定で合意された内容は、その実施にあたって議会での承認が必要となる。このため、議会の承認を得られなければ、実質的に離脱協定の締結は困難な状況となっている。与党保守党の議会における優位性は盤石とはいえ、英領

北部アイルランドの地域政党であるアイルランド民主統一党(DUP)の支持を得て、過半議席を得ている状況である。

(2) ブレグジットの取り止めや再国民投票はあるか？

筆者は、ブレグジット取り止めの可能性は低いと考えている。その理由としては、英国の世論が大きく残留支持に転じているわけではないことと、野党労働党もブレグジットには反対していないことが挙げられる。

英調査会社YouGovが2017年9月に行った世論調査によれば、ブレグジットが「間違っている」と考えている人のシェアは45%と、「正しい」と考えている人のシェア(43%)を上回っている。しかし、両者の差はさほど大きくない。政府がこのままブレグジットを進めるべきかという問いに対する回答では、52%が何らかの形で「進めるべき」と答え、「方針転換すべき」と答えた人のシェアは32%に過ぎない(図表2)。

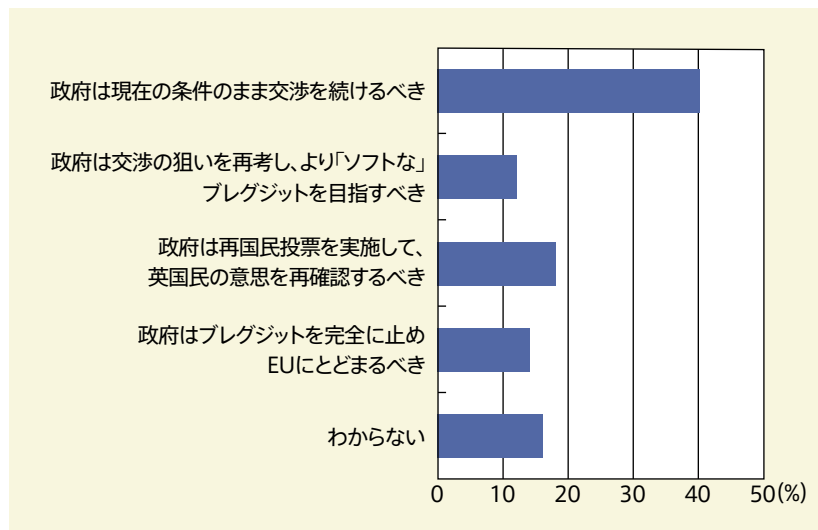
また、野党労働党のジェレミー・コービン党首は、2月に行ったブレグジットに関する演説のなかで、「国民投票の結果を尊重」し、「人々の職、生活水準、経済にとってベストな協定をEUと結ぶことが、我々の優先事項である」と述べて、再国民投票の可能性を否定している。

(3) メイ首相は任期を全うできるか？

筆者は、メイ政権は当面存続すると考えている。2017年6月の下院選の実質的な敗北以降、メイ政権の求心力は大きく低下している。メイ首相はいつ保守党内から不信任案を突き付けられてもおかしくない情勢にあるのは事実だろう。

今後も交渉が難航すれば、折に触れてメイ首相退陣論が出る可能性はあるであろうし、耐え切れずに辞任する可能性も否定はできない。しかし、メイ首相に代わる政治家がいないことや、現在支持率で野党労働党に逆転されている保守党の議員が解散総選挙を行いたくないと考えていること、ブレグジット交渉の最中であり時間的な余裕はないこと等を考えると、メイ政権は続くのではない。

図表2. 「ブレグジットを進めるべきか」を問う世論調査



(注) 調査時点は、2017年9月22日～24日
(資料) YouGovより、みずほ総合研究所作成